

アンチダンピング措置の概要と 申請プロセスについて

令和2年8月26日

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

1. WTO協定上の貿易救済措置について

1-(1). WTO協定の諸原則と貿易救済措置の関係

- GATTでは、最恵国待遇、内国民待遇等の貿易自由化のための基本的な原則を規定。
- 他方、GATTでは、**基本的な原則に対する例外***として、一定の条件のもとで通常の関税率を超えて課税すること等（貿易救済措置）を認めており、**調査や発動に必要なルールを規定。**

WTO上の原則 —貿易自由化の原則—

● 最恵国待遇原則 (MFN; GATT第1条)

いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない。

● 内国民待遇原則 (GATT第3条)

輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない

● 数量制限の一般的廃止の原則 (GATT第11条)

● 譲許税率を超える関税賦課の禁止 (GATT第2条)

W
T
O
原
則
の
例
外

アンチダンピング措置 (GATT 6条及びAD協定)

輸出国内よりも安く輸出される産品により輸入国の国内産業に損害が生じる場合に、安値輸出に相当する額を上限に関税を賦課できる

補助金相殺関税措置 (GATT 6・16条及びSCM協定)

輸出国政府から補助金による支援がされている産品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、補助金相当の関税を賦課できる。

セーフガード措置 (GATT 19条及びSG協定)

輸入急増により国内産業に重大な損害が生じる場合に、関税賦課、数量制限により輸入国の国内産業を保護できる。

* WTO原則の例外としては、他にも一般的例外 (GATT20条)、安全保障例外 (GATT21条) などがある。2

1-(2). WTO協定上の貿易救済措置の比較

- WTO協定上のアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の3つをあわせて貿易救済措置（Trade Remedy Measures）と呼ばれている。
- アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置は不公正な貿易を是正するための措置。

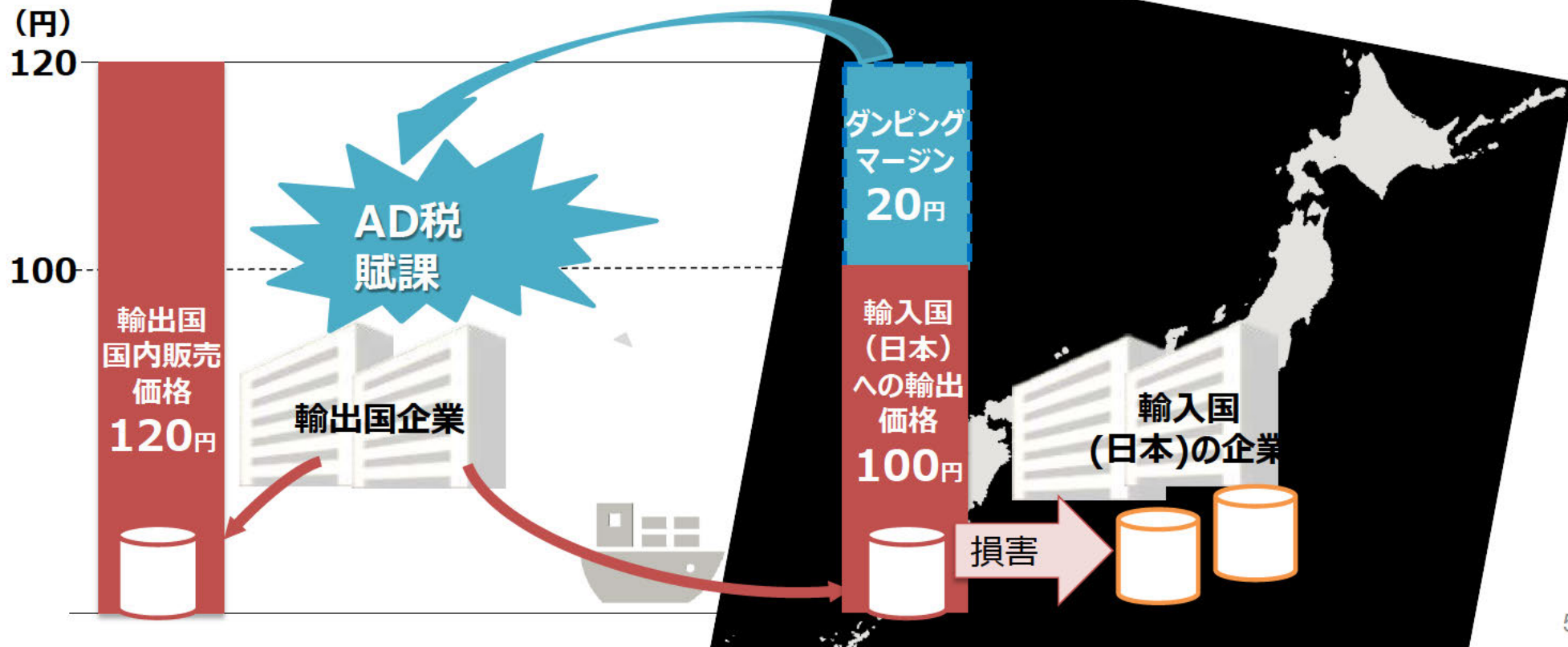
	アンチダンピング	補助金相殺関税	セーフガード
	「不公正」な貿易に対してとられる	「不公正」な貿易に対してとられる	「公正」な貿易に対してとられる
発動のための要件	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンピング ● 実質的な損害 ● 因果関係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の存続 ● 実質的な損害 ● 因果関係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事情の予見されなかった発展 ● 輸入増大 ● 重大な損害 ● 因果関係
措置の内容	関税の賦課	関税の賦課	輸入増加をもたらす原因となるGATT上の義務の停止（関税引上げ、数量制限）
措置の対象	特定国の特定企業からの輸入品	特定国の特定企業からの輸入品	全てのWTO加盟国*からの輸入
措置の期間	5年（延長可能）	5年（延長可能）	4年（延長しても最長8年）

* SG協定第9条では、途上国を適用除外にすることができる旨を規定されている。

2. アンチダンピング措置の概要

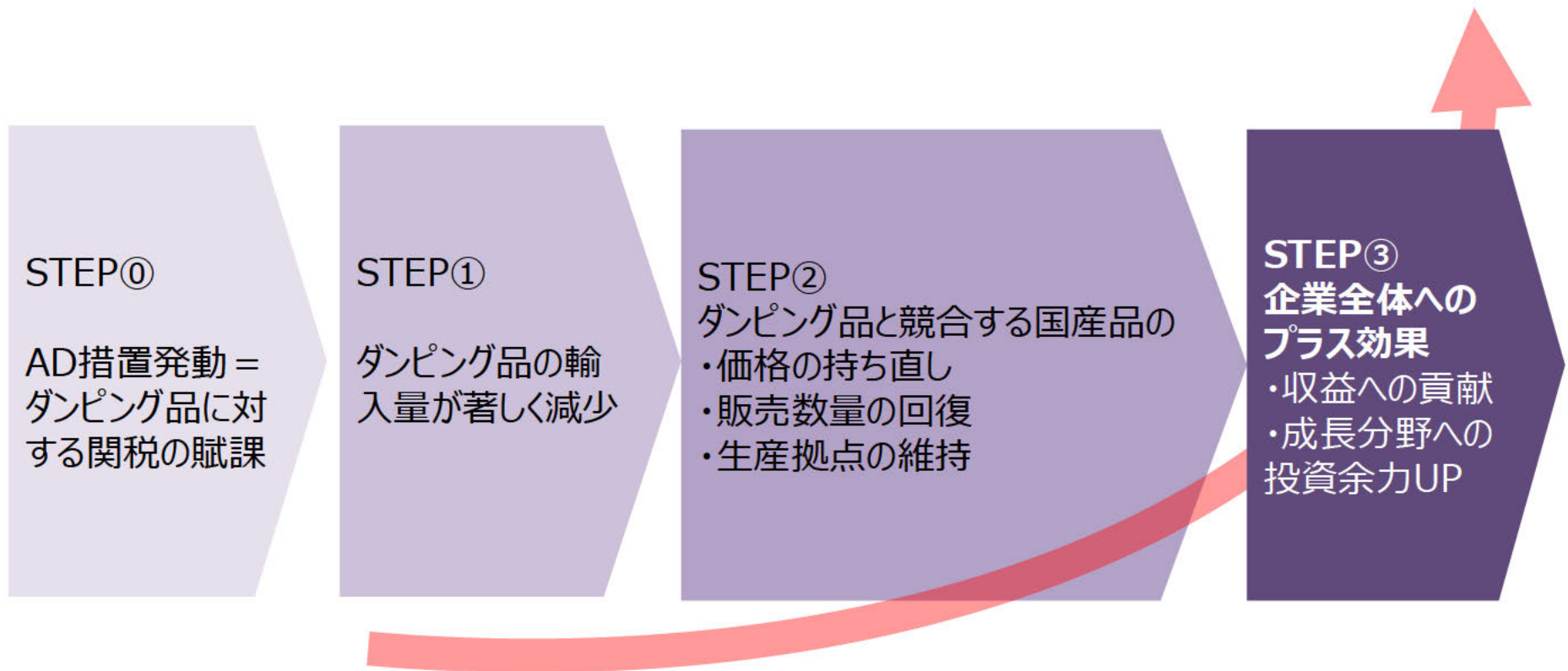
2-(1). アンチダンピング措置の概要

- アンチダンピング（AD）措置とは、政府（経済産業省・財務省）が実施する調査において
 - ① 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が存在し、
 - ② 輸入国（日本）の国内産業に損害が生じており、
 - ③ ①と②に因果関係が認められた場合に、その価格差に相当する関税を賦課できるWTO協定において認められた措置。



2-(2). AD措置による効果

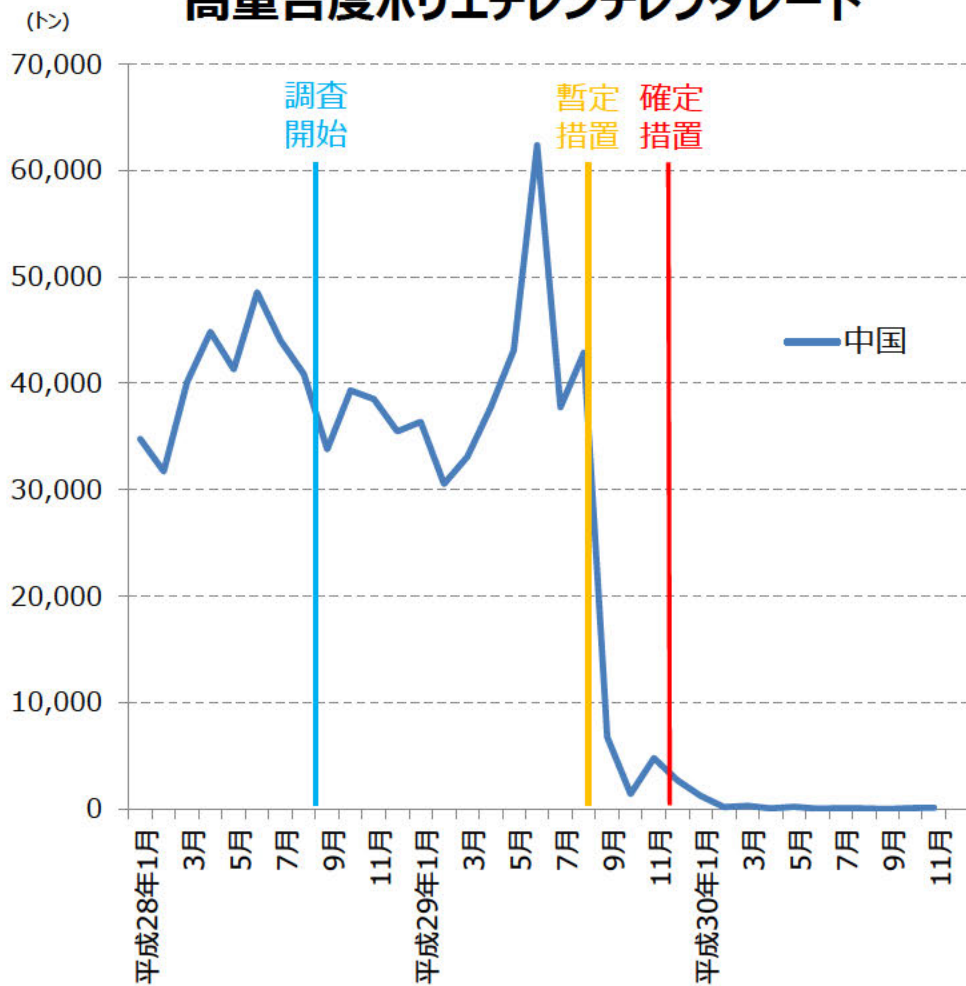
- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①ダンピング品の輸入が著しく減少し、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し等が実現できるだけでなく、③企業全体へのプラス効果も期待できる。



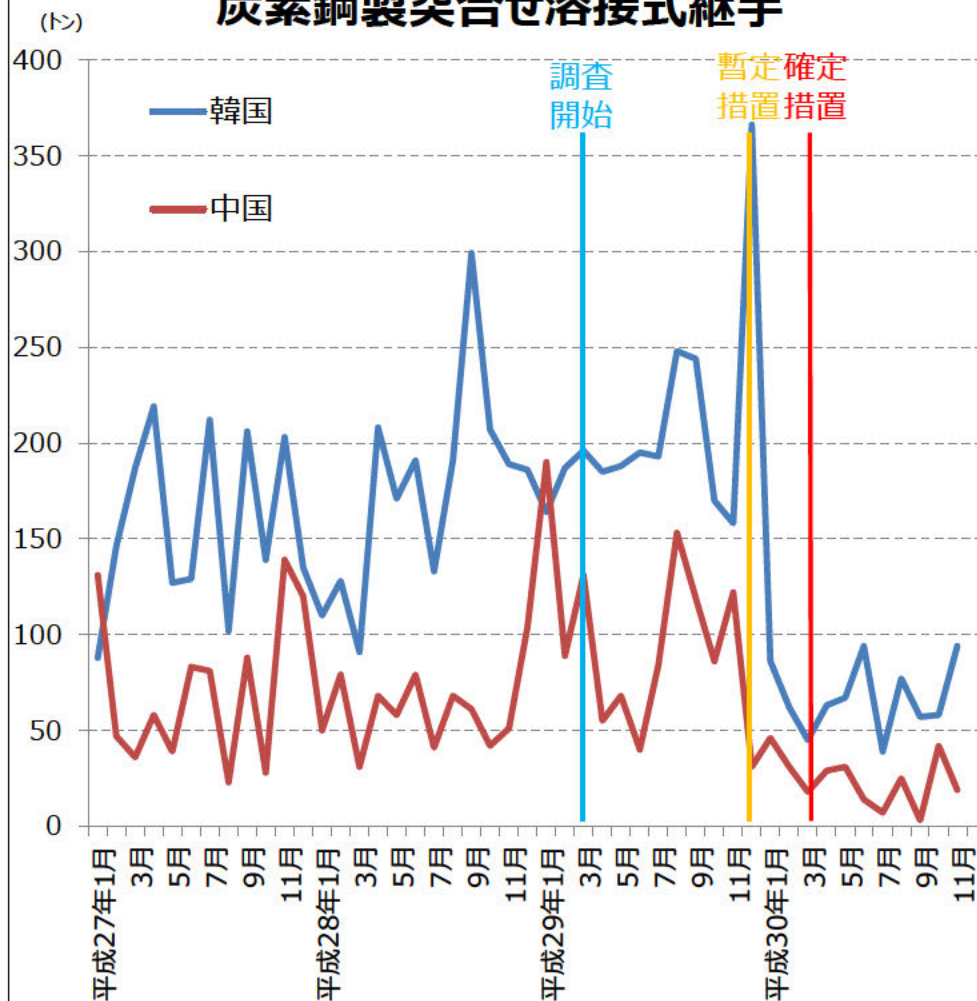
2-(2). AD措置による効果STEP①ダンピング品の輸入量が著しく減少

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少。

高重合度ポリエチレンテレフタレート



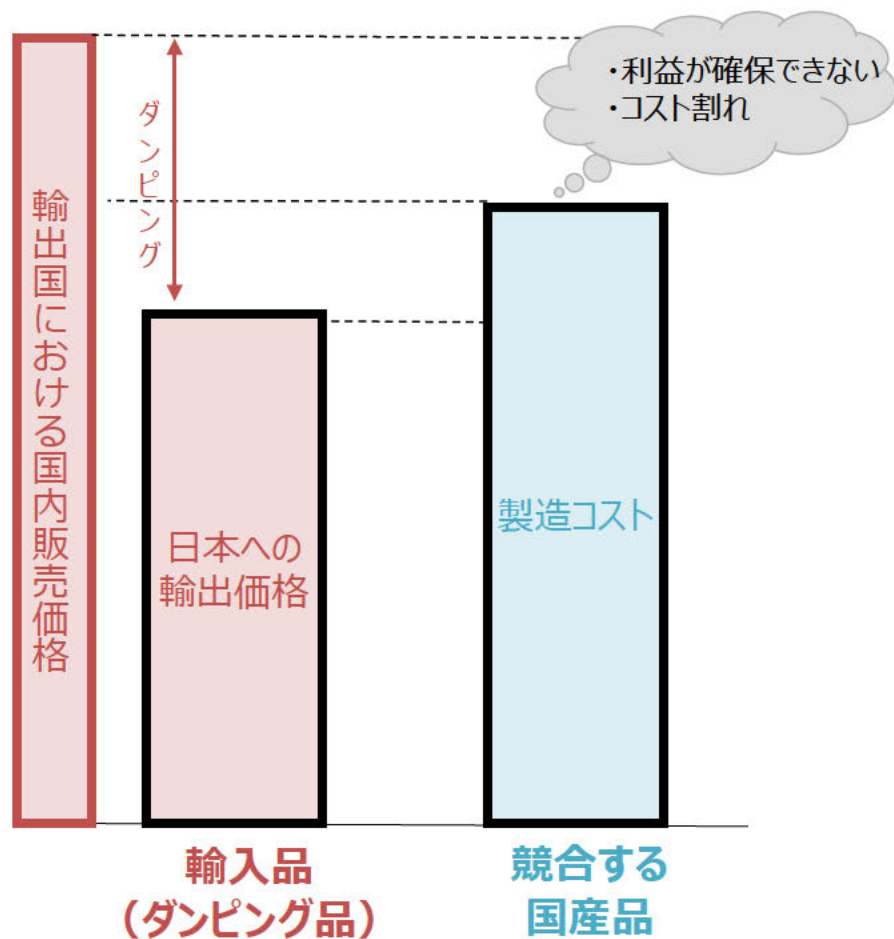
炭素鋼製突合せ溶接式継手



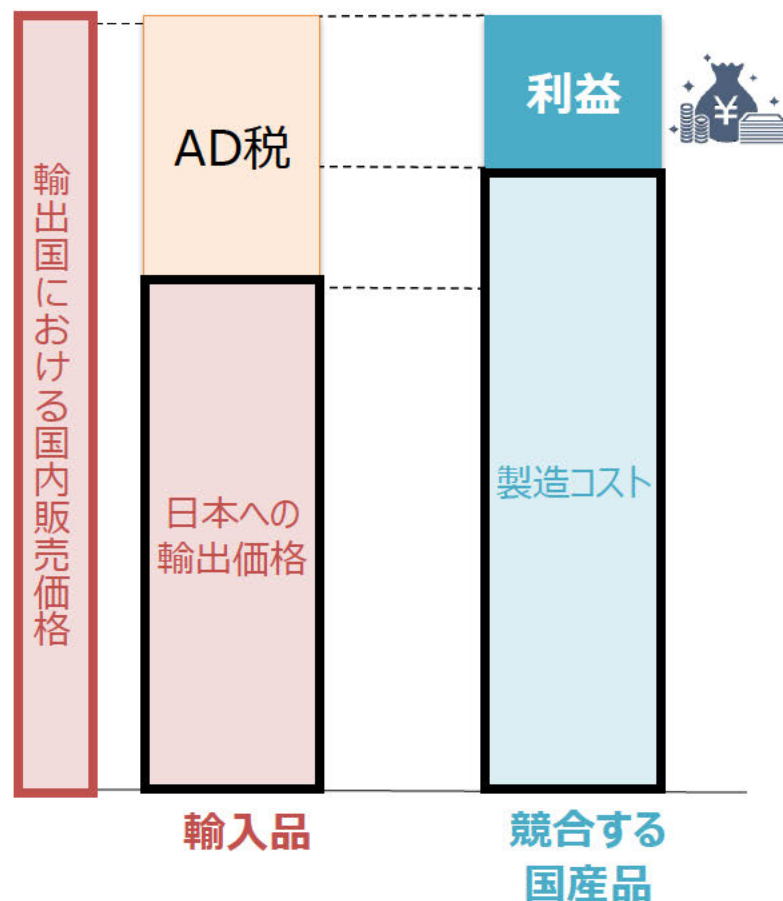
2-(2). AD措置による効果STEP②国産品の価格の持ち直し

- AD措置により、ダンピング品にAD税が課されることで、ダンピング品と競合していた国産品について、適正な価格設定が可能となり、利益を確保できるように。

【AD措置発動前】



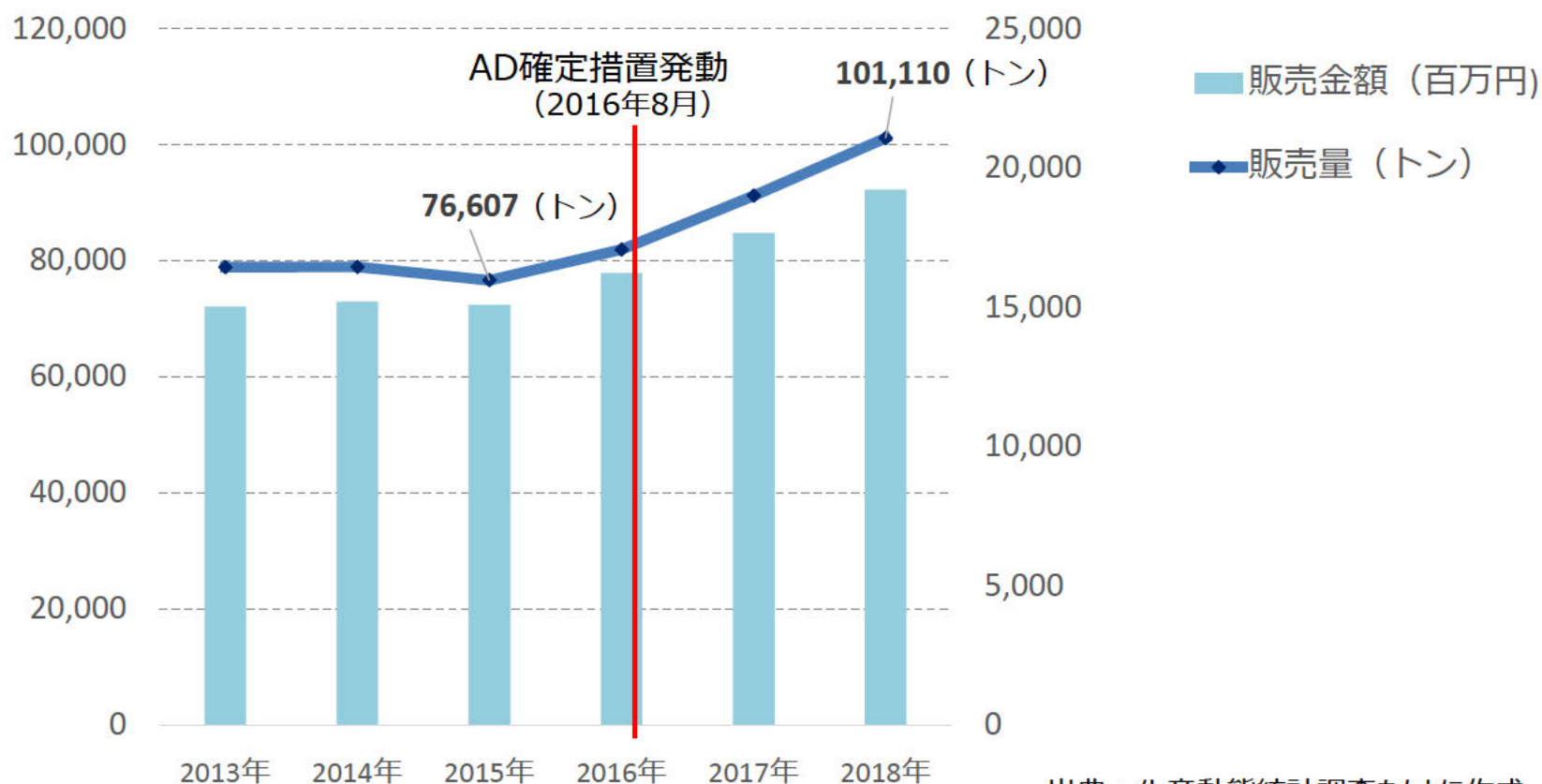
【AD措置発動後】



2-(2). AD措置による効果STEP②国産品の販売数量の回復

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少することで、国産品の国内販売数量が回復し、売上が増加。

水酸化カリウムの国産品販売数量・額の推移

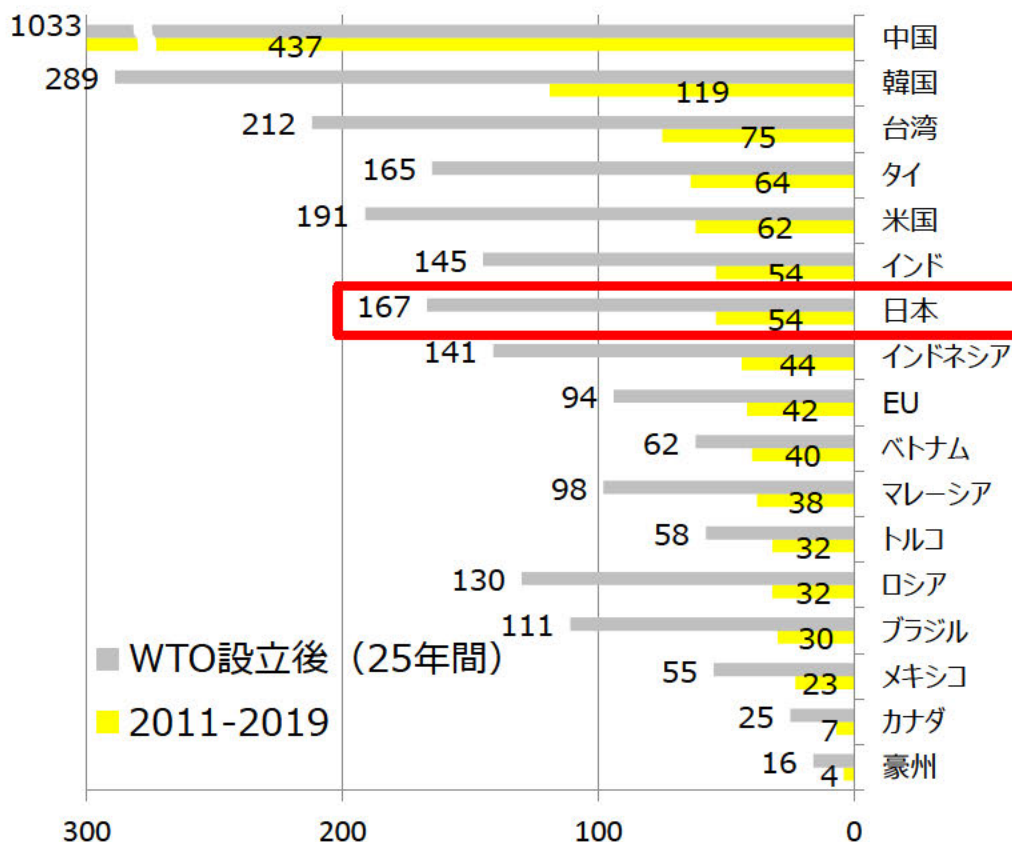


出典：生産動態統計調査をもとに作成

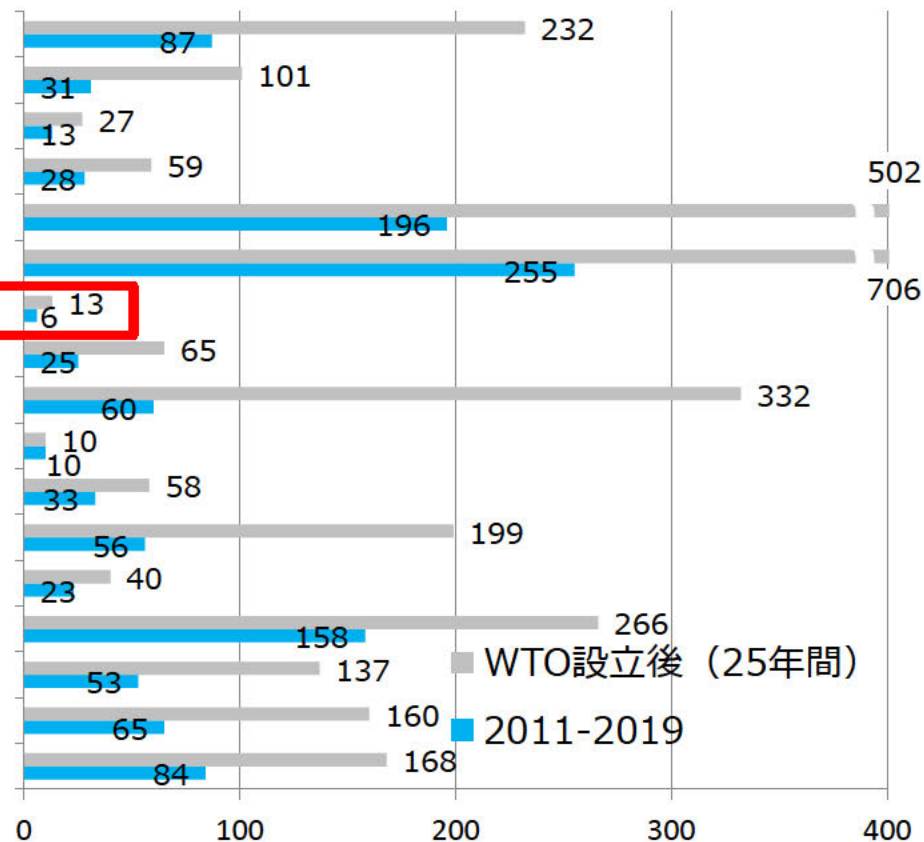
2-(3). 世界・日本におけるAD措置活用状況①

- 世界各国では、AD措置が積極的に活用されている。
- 日本の発動実績は少なく、また、発動件数に比べて被発動件数が圧倒的に多い。

AD措置国別被発動件数1995-2019

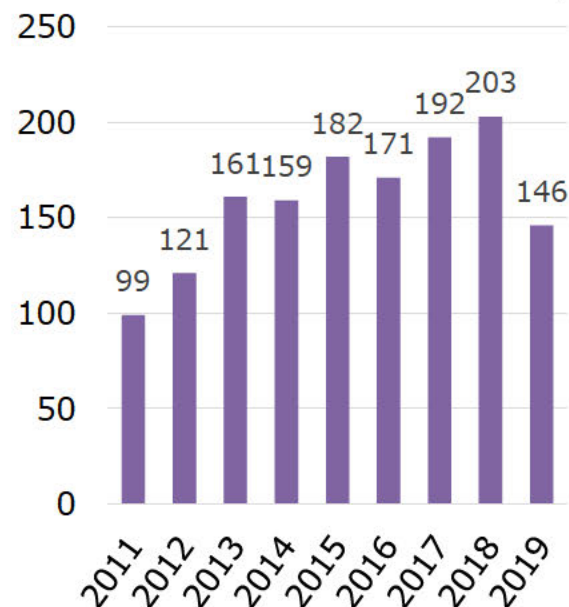


AD措置国別発動件数1995-2019



2-(3). 世界・日本におけるAD措置活用状況②

世界全体でのAD措置発動件数



【2019年の主な内訳】

米国：33件	インド：13件
豪州：12件	中国：12件
欧州：4件	ブラジル：6件
日本：0件	韓国：2件

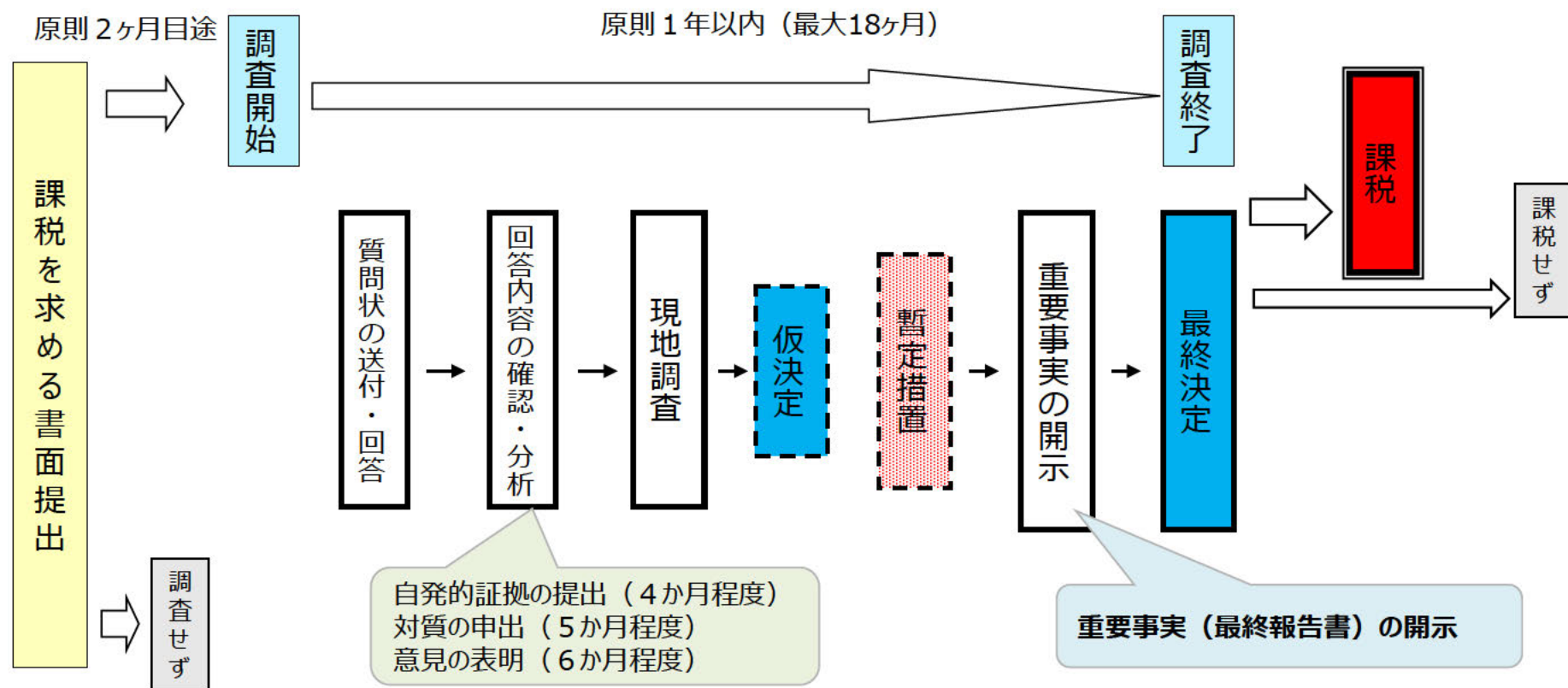
日本におけるAD措置発動実績

対象産品	主な用途	対象国	税率	課税期間
綿糸	天然繊維 (衣料用等)	パキスタン	2.1% - 9.9%	1995.8 - 1999.7
ポリエステル 短繊維	合成繊維 (衣料・ 寝具用等)	韓国・台湾	6.0% - 13.5%	2002.7. - 2012.6
電解二酸化 マンガ	乾電池の 正極材材料	オーストラリア	29.3%	2008.9 - 2013.8
		スペイン・南ア フリカ	14.0% - 14.5%	2008.9 - 2019.3
		中国	34.3% - 46.5%	2008.9 - 2024.2
トルエンジイソ シアナート	ポリウレタン原料	中国	69.4%	2015.4 - 2020.4
水酸化カリウ ム	化学肥料や電解 液の原料	韓国・中国	49.5% - 73.7%	2016.8 - 2021.8
高重合度ポリ エチレンテレフ タレート	PETボトル原料	中国	39.8% - 53.0%	2017.12 - 2022.12
炭素鋼製突 合せ溶接式 継手	配管用 金属部材	韓国・中国	41.8% - 69.2%	2018.3 - 2023.3

3. アンチダンピング措置の申請について

3-(1). AD措置発動に向けたプロセス

- 国内企業は、AD課税を求める申請をすることが可能。
- 申請を受けて、調査当局が利害関係者への質問、現地調査により証拠を収集し、AD措置の発動要件を満たすか調査を行う。



※産業上の使用者（ユーザー）は利害関係者ではないが、情報提供や意見表明は可能。

3-(2). AD共同申請プロセスの各段階における意思疎通や情報交換

- AD措置の共同申請プロセス、特に一定程度の検討を事業者間で直接行う場合においては、意思の連絡（共同申請の意思疎通等）は必然的に生じる。また、共同申請までの過程で、競争事業者との間で一定の情報交換等を行う必要がある。

1. 検討初期段階

- 競争事業者間でAD措置の共同申請について意思疎通
- 共同申請を検討する際に必要な最低限の情報交換（ダンピング輸入品に苦しめられている事実等）

2. 検討中期段階

- 各事業者の対象産品に係る事業についての情報（販売価格、生産高、国内販売量、売上高、営業利益等）を収集、合算
- ダンピング輸入品に係る情報の収集（代表者1社による収集で可）
- 収集、合算した情報をもとに、申請の検討を進めるかの方針を決定

3. 検討後期段階（申請書作成段階）

- 上記2. で収集した情報以外に申請に必要な情報（損害15指標、事業者とユーザーの間の交渉で具体的に輸入品を引き合いに出された情報等）を収集
- これらの収集、合算した情報をもとに、申請書ドラフトを作成し、当局と調整

3-(3). 初期段階の課題：業界の合意に関する要件の充足

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要。
- 要件を充足する必要から、複数企業による共同申請のニーズあり。（我が国のAD申請のうち4分の3は共同申請又は業界団体によるもの）
 - ※ 同業の企業間における横並びの意識（フリーライドや、ユーザー企業等からの反発への懸念）も、共同申請のニーズに寄与。
- このため、AD申請の検討を始めるに当たっては、同業他社との連絡が必要。

申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高}^*}{\text{国内総生産高}^{**}} \geq 25\%$$

*輸入生産者等の生産高は除く。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様。）

業界団体で申請を行う場合は、団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要。**

調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高}^*$$

*申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮しない。

3-(4). 中期段階の課題：AD申請の成否の検討

- AD申請の中期段階では、AD申請の勝算と申請のコスト（弁護士に依頼して本格的な検討を進めるか）が比較衡量される。
- 検討には申請に必要なデータのうち、主なものを用いることが多い。

AD申請相談フォーム（抜粋）

(3) ダンプの状況

※例えば、対象国の国内販売価格、対象国から日本への輸出価格について記載する（自由記述）

(4) 輸入動向（データソース：○○○○）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
全世界からの 輸入量 (T)					
対象国からの 輸入量 (T) (国ごとに記載)					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。

(5) 価格動向（データソース：○○○○）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
国産品（自社製 品）の国内販売価 格（円/kg）					
対象国産品の日本 国内での販売価格 （円/kg）（国ごと に記載）					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。
※対象国産品の価格情報は、営業活動等により把握できた情報等をベースに記載してもよい。

3-(4). 中期段階の課題：AD申請の成否の検討

- 損害の立証については、損害指標の一部のみを用いて試算。
- 自社のデータのみでの検討が基本だが、より精緻な検討のため、他社のデータも踏まえた検討が必要となるケースも多い。

AD申請相談フォーム（抜粋）

（6）損害指標等（一部のみ）（自社の調査対象産品に係るデータのみを記載）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
生産量（kg）					
国内販売量（kg）					
自家消費量（kg）					
売上高（円）					
売上原価（円）					
営業利益（円）					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。

（7）因果関係

- 対象産品の影響以外（例えば、調査対象国以外の国からの輸入品）で損害指標等が大きく変動した場合（自由記述）：

3-(5). 後期段階の課題：AD措置の申請書作成

- AD措置の申請に当たっては、AD措置の発動要件（①ダンピング、②国内産業への損害、③両者の因果関係）を満たすことの証拠を合理的に入手可能な範囲で提出する必要。
- 申請書の作成に当たっては、専門知識を有する弁護士に依頼する場合がほとんど。

申請に必要となる主な情報

申請書の構成例

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

① **ダンピング**

以下を用いてダンピングマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格
- 正常価格（輸出国国内販売価格）
- 控除費用等

③ **両者の因果関係**

営業現場での声
ダンピング以外の要因の説明

② **国内産業への損害**

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- 調査対象製品の輸入量の推移
- 国産品・輸入品の価格比較
- 損害15指標

1.	申請者の氏名又は名称及び住所又は居所.....	1
2.	不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴.....	1
2-1.	不当廉売された貨物の品名.....	1
2-2.	不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号.....	1
2-3.	不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴.....	1
3.	不当廉売された貨物の供給者又は供給国.....	3
4.	本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情.....	3
4-1.	本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物.....	3
4-2.	申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明.....	5
5.	不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	6
5-1.	不当廉売された貨物の輸入の事実.....	6
5-1-1.	正常価格.....	6
5-1-2.	本邦向け輸出価格.....	7
5-1-3.	不当廉売差額（ダンピング・マージン）.....	8
5-2.	不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実の概要.....	9
5-2-1.	不当廉売された貨物の輸入量.....	9
5-2-2.	不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	9
5-2-3.	不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	10
5-2-4.	因果関係.....	11
6.	本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由.....	12
7.	関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況.....	13
8.	その他参考となるべき事項.....	13
8-1.	不当廉売された貨物の輸入者.....	13
8-2.	不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等.....	13
8-3.	不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体.....	13
8-4.	不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況.....	14

調査対象製品の定義

ダンピング

国内産業への損害

因果関係

「合理的に入手可能な」情報で記載

3-(6). 申請に必要となる情報の具体的内容

企業の秘密情報

「合理的に入手可能な」情報で記載

調査対象産品に係る情報を収集

① 調査対象産品の定義（産品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

① ダumping

以下を用いてダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格（ベース：貿易統計等）
- 正常価格（輸出国国内販売価格）（ベース：業界紙等）
- これらと比較するにあたって控除すべき経費等



③ 両者の因果関係

営業現場での声（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）

ダumping以外の要因の説明（例：第三国からの輸入量、第三国品の日本国内での販売価格）

② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- 調査対象産品の輸入量の推移（ベース：国内統計、貿易統計等）
- 日本国内での需要量、国産品・輸入品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- 損害15指標の総合的な評価（1販売、2利潤、3生産高、4市場占拠率、5生産性、6投資収益若しくは7操業度における現実の及び潜在的な低下、8資金流入、9在庫、10雇用、11賃金、12成長、13資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、14国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダumpingの価格差）（ベース：日本の生産者の財務データ）

【参考①】 国内産業への損害（数量効果・価格効果の例）

企業の秘密情報

数量効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				全世界輸入量
A国からの輸入量	215千MT	263千MT	441千MT	+105.1%
全世界輸入量に占めるA国の割合	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量*	754千MT	758千MT	765千MT	+1.5%
国内需要量に占めるA国産品の市場占拠率	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

価格効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				国産品の国内販売価格
輸入品の国内販売価格	165円	158円	154円	▲7.1%
国産品と輸入品の販売価格差	15円	17円	19円	+26.7%
国産品と輸入品の販売価格差率	8.3%	9.7%	11.0%	+32.5ポイント

【参考②】 国内産業への損害（損害15指標の例）

企業の秘密情報

損害指標の例		X年度		X+1年度	X+2年度	対X年度
国産品の国内販売量		539千MT		495千MT	324千MT	▲39.9%
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		71.5%		65.3%	42.4%	▲29.1 [°] ｲﾄ
国産品の自家消費量		100千MT		97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		80百万円		70百万円	40百万円	▲50%
国産品の自家消費額		17百万円		17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		97百万円		87百万円	56百万円	▲42%
利潤(利益)	営業利益	9.7百万円		4.9百万円	▲3.1百万円	正→負
	経常利益	8.2百万円		3.3百万円	▲2.7百万円	正→負
生産高(量)		786千MT		693千MT	603千MT	▲23.3%
生産性	[生産量 / 雇用]	8.73千MT		7.97千MT	7.54千MT	▲13.6%
投資	設備投資額[該当貨物部分]	15百万円		15百万円	13百万円	▲13.3%
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	7.4%		4.3%	1.6%	▲5.8 [°] ｲﾄ
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	14.2%		5.9%	▲9.8%	▲24.0 [°] ｲﾄ
	[経常利益 / 設備投資額]	11.5%		8.3%	▲6.8%	▲12.1 [°] ｲﾄ
操業度 (稼働率) [生産量 / 生産能力 (800千MT)]		98.3%		86.6%	75.4%	▲22.9 [°] ｲﾄ
キャッシュフロー (営業)		90百万円		87百万円	▲18百万円	▲108百万円
期末在庫	期首	期末	158千MT	118千MT	+ 10.3%	
	10千MT	107千MT				
雇用		90人		87人	80人	▲11.1%
賃金		335千円		330千円	325千円	▲3%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資金調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。				

【参考③】因果関係の立証の例

- 因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明することが必要。

- 営業現場での声（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）をもとにした説明

- ①
- ダンピング品の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国産の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落。
 - 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。
⇒これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

(1) **第三国輸入品の影響**：国内産業への損害は、調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品の価格を調べたところ、ダンピング品の価格や、国産の貨物（日本国内でダンピングと競合する品）の価格を常に上回っている。
- 購入者は、価格で購入先を決定する。
⇒よって、国産の貨物の価格を引き下げていたのは 第三国からの輸入品ではない。



②

(2) **自家消費の変動**：国内産業への損害(売上高の減少)は、自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
- 自家消費分の出荷価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を適用。
⇒自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピング品の価格引き下げによるものである。

